

<障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さんへ>

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座のご案内

精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。

また、精神障害への配慮や本人の特徴を分かりやすく共有することが職場定着に向けた支援や職場環境整備を円滑にします。

労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害について正しく理解いただき、職場での応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となつていただくための講座です。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要



◆日 程： 第5回目 令和8年2月6日（金）

宮城県柴田郡大河原町大谷字126-4 オーガ(Orga)2階イベントホール

14:00～15:30 受付開始13:30

※追加開催については、宮城労働局のホームページで随時案内いたします。

◆参加申込： インターネットから申込フォームにて以下の期間で受付します。

<https://forms.office.com/r/UmqyHMhb7i>

第5回目申込期間 令和8年1月14日（水）～令和8年1月30日（金）

※定員25名に達し次第終了します。



◆内 容： 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」

（予 定） 「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」

◆メリット： 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮、それらを職場や支援者で情報共有するためのツールについて理解を深めることができます。

◆受講対象： 障害者雇用に取り組んでいる又は取り組もうとしている事業主の方や、企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。



事業所への出前講座もあります

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座についてはハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

※ 詳しくは、宮城労働局職業安定部職業対策課までお問い合わせください。

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものではありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳細やご不明な点は、ハローワーク大河原(代表：0224-53-1042)求人専門援助部門へ！



厚生労働省・宮城労働局・ハローワーク